

仙台市職員相談・通報制度について

1 制度概要

- ①公益通報者保護法の規定に基づき、公平・公正な職務執行と 市政運営の透明性を確保するため、職員等が知り得た行政運営上の違法な行為等に関して、内部通報及び相談を受け付ける制度。
- ②通報者・相談者は、不利益な取り扱いを受けないよう、保護される。
- ③現行の仙台市職員公益通報制度よりも通報対象事実の範囲を広げ、相談（※）も受け付けることにより、職員の声を幅広く集め、各職場における実態把握や具体の事案改善を図るとともに、市民に信頼される公正な職務の遂行を確保する。
※見聞きした行為が通報対象事実^{に該当するか等の相談や、通報手続きに関する問い合わせ}等（現行の仙台市職員公益通報制度実施要綱を改正し、内容を拡充する。）
- ④弁護士資格を有する者による外部窓口を設けることで、職員がより相談・通報しやすい環境をつくとともに、制度の客観的な運営を確保する。

2 相談・通報窓口

- 【内部窓口】 市長部局：総務局人材育成部コンプライアンス推進担当課長
他任命権者：総務課長
- 【外部窓口】 弁護士の資格を有する者

3 相談・通報できる者

- ①職員
- ②本市において役務の提供を行う派遣労働者
- ③委託先等労働者
- ④指定管理業務に従事する労働者

4 通報対象事実

次に掲げる行為で、本市の事務事業の遂行に係るもの又は市政に対する市民の信頼を損なうおそれのあるもの。

- ①法令等（条例、規則等を含む）に違反する行為又はそのおそれのある行為
(例：服務規律違反、職務専念義務違反、倫理規程違反、情報セキュリティポリシー違反 等)
- ②市民の生命、身体、財産その他の権利利益を害する行為又はそのおそれのある行為
(例：事務懈怠 等)
- ③その他事務事業に係る不当な行為
(例：パワハラ、いじめ 等)

なお、次に該当する場合は、対象とならない。

- ①誹謗中傷、私利私欲等の不正な意図によるもの
 - ②私憤、敵意等個人的な感情によるもの
 - ③私生活上の問題や、異動、処分など人事上の不平不満の解消のみを求めるもの
- ※その他既存制度で対応可能な事案は、それぞれの制度で対応する。

5 相談・通報の方法

- ・電話、面談、Eメール、FAX、郵送いずれも可とする。
- ・顕名、匿名どちらでも受け付ける。

※匿名での通報には、対象事実について客観的に証明できる資料等の添付が必要。

添付がない場合は、通報としては受理せず、相談または一般的な情報提供として処理する。

6 通報後の対応

(1) 通報の受付

- ①通報者の秘密保持及び個人情報の保護に留意しつつ、通報内容を把握するとともに、通報者に対する不利益取り扱いのないこと、通報者の秘密は保持されること及び個人情報は保護されることを、通報者に対し説明する。
- ②通報窓口は、通報の受理又は不受理を決定し、通報を受理したときは受理した旨及び調査に見込まれる期間を、受理しないときは受理しない旨及びその理由を、通報者に対し通知する。

(2) 調査の実施

- ①通報窓口は、関係課に調査を依頼する。
- ②調査終了後、通報窓口は通報者に対して調査結果を通知する。

(3) 調査結果に基づく是正措置等

- ①調査の結果、通報事実が明らかになったときは、速やかに是正措置及び再発防止策をとるとともに、必要があるときは関係者の処分を行う。
- ②是正措置等を行った後、通報窓口は通報者に対してその内容を通知する。

(4) 事後対応

- ①運営状況の概要（通報の件数、処理の状況等）を公表する。
- ②是正措置、再発防止策の実効性評価を行う。

7 相談への対応

見聞きした行為が通報対象事実該当するか等の相談や、通報手続きの問い合わせも、同じ窓口で受け付けるとともに、相談内容に応じて必要な対応を行う（例：通報として処理する、ほかの適切な窓口を紹介する 等）。

【参考：新旧対応表】

	新制度	現行制度
通報できる事由	① 法令等（条例、規則等を含む。）に違反する行為又はそのおそれのある行為 ② 市民の生命、身体、財産その他の権利利益を害する行為又はそのおそれのある行為 ③ その他事務事業に係る不当な行為 ※ 見聞きした行為が通報できる事由に該当するか否かや、通報手続に関する問い合わせ等の相談についても受け付ける。	① 公益通報者保護法に定める通報対象事実（刑法や個人情報保護法、道路交通法など 452 本の法律に違反する行為等）
内部窓口	総務局コンプライアンス推進担当課長 各任命権者の総務課長	総務局人事課長 各任命権者の総務課長
外部窓口	弁護士の資格を有する者	なし
通報できる者	① 仙台市職員 ② 本市において役務の提供を行う派遣労働者 ③ 請負、委託契約先等の労働者 ④ 指定管理業務に従事する労働者	① 仙台市職員 ② 本市において役務の提供を行う派遣労働者 ③ 請負、委託契約先等の労働者
匿名による通報の可否	可 （ただし、通報事実について、客観的に証明できる資料等の添付を求めるとし、添付がない場合は、相談又は一般的な情報提供として取り扱う。）	不可